

# つばさが丘地区の建築協定は、次のようなルールになっています！

良好な住宅地にするため、建物の用途が一定のもの（専用住宅、診療所及び住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの）に制限されています。

環境のよい  
まちなみ  
になります。



土地の広さや建物の面積、敷地境界線から壁までの距離などに制限があります。

ゆとりのあるひらけた  
まちなみになります。



建物の高さや階数の制限、土地の高さ(地盤面)の変更の禁止などが決められています。



日当たりのよい  
明るいまちなみ  
になります。

看板などの広告物について、  
制限があります。

景観に優れた  
まちなみ  
になります。



かき又はさくの構造について、制限があります。



みどり豊かな、開放感の  
あるまちなみになります。

地域のみなさんが協力しあい、定められたルールが守られてはじめて、すばらしいまちになると考えます。